

簡易裁判所に 「請負代金調停の申立て」をしたい方のために

1 はじめに

この用紙は、業務を請け負い、完成・引渡をしたけれど、相手が一向に支払ってくれないとか、業務の内容についてトラブルがあり代金の支払を拒まれて困っているというような場合に、代金の支払を求めたいときの調停申立書として使用できますので、この説明書及び添付の記載例を参考に作成してください。

2 申立てをする裁判所

相手方の住所地(相手方が会社なら本店や営業所のある場所)等を管轄する簡易裁判所に申し立てるのが原則です。

3 添付書類

- (1) 申立人又は相手方が法人あるときは、法人の**登記事項証明書**又は**資格証明書**が必要ですから、**法務局**から発行してもらって、この申立書と一緒に提出してください。
- (2) その他証拠書類として請負契約書や請求書(控)などがありましたら、その写しをこの申立書と一緒に提出してください。

4 申立ての費用

費用としては、**申立手数料**と関係人の呼出しなどを郵便で行うための**郵便料金**が必要です。申立手数料は**収入印紙**、郵便料金は**郵便切手**で調停を申し立てるときに納めてください。

申立手数料の額や郵便料金の内訳は、「調停申立時に必要な収入印紙と郵便切手」を参照してください。

不明な点は、提出先の簡易裁判所の調停係にお尋ねください。

5 調停手続の概略

以下の裁判所HPに掲載されたパンフレットを参照してください。

<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>

【記載例】

①～③については、表書きの4を参照して算出した額等を記入してください。なお、詳細は提出先の裁判所にお尋ね下さい。

②に記入した額に相当する収入印紙を貼ってください。

(割印はしないでください)

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

調停事項の価額	①	円	係印		民事一般
ちょう用印紙	②	円			
予納郵便切手	③	円			
(請負代金)					受付印
調 停 申 立 書					相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。
千葉 簡易裁判所 御中					
作成年月日	令和 ● 年 00 月 00 日				あなたの住所、氏名を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。 申立人が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いた上、代表者の印鑑を押してください。
フリガナ 申立人	住所 (〒 000 - 0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
	送達場所等の届出 (〒 -) (電話 - -) <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり				
	氏名 (法人名・代表者名) (電話 000 - 000 - 0000) コウノタロウ 甲野太郎				
フリガナ 相手方	住所 (所在地) (〒 000 - 0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				相手方の住所、氏名を書いてください。 相手方が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いてください。
	氏名 (法人名・代表者名) (電話 000 - 000 - 0000) オツノジロウ 乙野次郎				
申立て の趣旨	相手方は、申立人に対してつぎの金員を支払うこと				相手方に請求する金額を書いてください。
	①	請負代金(□残金)	80万		
紛争の要点	②	損害金	令和 00年 4 月 1 日から	年 3パーセント の割合の金員	支払期日の翌日を書いてください。
	後記記載のとおり				遅延損害金の利率を書いてください。令和2年施行の民法改正により、法定利率は年3%ですが、特別の約束がある場合は、その利率を書いてください。

上記のとおり調停を求めます。

紛争の要点（下記のとおり）

1 申立人の職業・営業
建築業

あなた(申立人)の職業・営業等を書いてください。

2 別紙のとおり請負契約を締結した。

別紙に 請け負った職務の内容・請負代金・既払額・引渡日等を書いてください。

請負代金額	支払済みの額	残 額
120万 円	40万 円 (最後に支払った日 令和 ××年 △月 □日)	80万円

3 引き渡した日、又は仕事を完成した日（令和 年 月 日）の経過

複数の請負契約がある場合には、最終の日を記載してください。

4 その他参考事項（相手方が代金を支払ってくれない事情等）

添付書類

契約書写し

通

法人登記事項証明書

通

証拠書類となる請負契約書などがありましたら、申立書にその写しを添付してください。

申立人又は相手方が法人の場合には、その法人の登記事項証明書を提出してください。